

不当労働行為と訴える訳は..

前号「かべ新聞 145号」で団体交渉申し入れを掲出した。その中で「不当労働行為である」と書いた。なぜ不当労働行為であるかということを説明しよう。

労働組合法第7条3項に以下の内容で書かれている。

(不当労働行為)

労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること～(以下略)～

今回、運転科長がおこなった行為は組合への支配介入として不当労働行為であると判断したからだ。ならば一個人として管理者が組合揭示のことで組合員に話しかけたと場合も不当労働行為となるのかということそうではない。それは憲法21条「言論の自由」があるからだ。問題なのは過去の最高裁「プリマハム事件」の判例などに抵触すると思われるからだ。具体的に示そう。

1. 運転科長は自らの上司としての地位を利用して「科長用件」で組合員を呼び出した。
2. その内容は「組合揭示の内容について」の釈明と暴言を吐いた。
3. 多くの所員がいる中で威圧する効果を与えた。
4. 「いいのそんなこと書いて」と組合運営に影響を及ぼす発言をした。

これらの行為を見て、「不当労働行為はなかった」と断言できるだろうか？

ちなみに労働組合法第7号2項には「団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」が禁じられている。まもなく全貌が明らかになるようだ。